31―00　ＰＵＤＴ

無効審判における請求人適格

１．　無効審判における請求人適格

無効審判を請求することができる者（請求人適格）は、特許無効審判、延長登録無効審判、商標登録無効審判が「利害関係人」と規定され（特§123②、§125の2②、商§46②）、実用新案登録無効審判、意匠登録無効審判が「何人も」と規定されている（実§37②、意§48②）。ただし、特許、実用新案、意匠において、権利の帰属を理由とする無効審判の請求人適格については、それぞれ特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利を有する者と規定されている（特§123②、実§37②、意§48②）。

２．　請求人適格の規定の変遷と解釈

無効審判の請求人適格は表１に示すように変遷してきたが、「何人も」と改正された平成15年法改正後の特許無効審判等を除き、明文の規定がないときであっても、裁判例は一貫して「利害関係人」であることを要するとしてきた。

平成26年改正法において、特許異議の申立て制度が創設され、申立人適格が「何人も」とされたことと併せ、特許無効審判の請求人適格は「利害関係人」であることが確認的に規定されたが、請求人適格に関する判断基準や運用は、平成15年法改正前のものから変更するものではない。

延長登録無効審判、商標登録無効審判の請求人適格についても、「利害関係人」であることを確認的に規定したが、特許無効審判と同様に、請求人適格に関し当時の判断基準や運用を変更するものではない。

（注）審判における当事者適格　→22―01の７．(2)

表１　無効審判における請求人適格の変遷

<table>
<tr><th></th><th>大正 10 年法</th><th>昭和 34 年法</th><th>昭和 62 年法</th><th>平成 15 年法</th><th>平成 26 年法</th></tr>
<tr><td>特許無効審判（特§123）</td><td>「利害関係人及審査官」</td><td colspan="2">条文に規定なし（判例上、利害関係人と解釈）</td><td>「何人も」</td><td>「利害関係人」</td></tr>
<tr><td>延長登録無効審判（特§125の2、特§125の3）</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">条文に規定なし（判例上、利害関係人と解釈）</td><td>「利害関係人」</td></tr>
<tr><td>実用新案登録無効審判（実§37）</td><td>「利害関係人及審査官」</td><td colspan="2">条文に規定なし（判例上、利害関係人と解釈）</td><td colspan="2">「何人も」</td></tr>
<tr><td>意匠登録無効審判（意§48）</td><td>「利害関係人及審査官」</td><td colspan="2">条文に規定なし（判例上、利害関係人と解釈）</td><td colspan="2">「何人も」</td></tr>
<tr><td>商標登録無効審判（商§46）</td><td>「利害関係人及審査官」</td><td colspan="3">条文に規定なし（判例上、利害関係人と解釈）</td><td>「利害関係人」</td></tr>
<tr><td>（参考）特許異議の申立て（特§113）</td><td>「何人ト雖」</td><td colspan="2">「何人も」</td><td></td><td>「何人も」</td></tr>
</table>

（改訂 R5.12）